

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員の配置	条例第77号第6条	訪問介護員の員数について、常勤換算方法で2.5人以上確保すること。
2	訪問介護	1 人員	管理者の出勤記録	条例第77号第28条第1項	管理者が、法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
3	訪問介護	1 人員	従業者の出勤記録	条例第77号第28条第1項	訪問介護員が、法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
4	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書未作成	条例第77号第23条	訪問介護計画が作成されないまま、訪問介護サービスを提供していた事例が見受けられたが、訪問介護サービスの提供は、訪問介護計画に基づき行うこと。
5	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書	条例第77号第24条	見直しは行われているが、その期間の評価がされていないため目標の達成状況を記録すること。
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書	条例第77号第24条第1項	訪問介護計画書には、具体的なサービスの内容を記載すること。
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書	条例第77号第24条第2項	訪問介護計画と居宅サービス計画の内容が乖離している事例が見受けられたため、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。
8	訪問介護	3 運営	従業者の管理	条例第77号第28条	月ごとの勤務表は作成されているが、職員ごとの実際の勤務時間が把握できる書類が作成されていないため作成すること。
9	訪問介護	3 運営	勤務体制	条例第77号第30条第1項	訪問介護員が有料老人ホーム施設職員と兼務しているが、勤務表を分けて作成していないため勤務を明確にした勤務表を作成すること。
10	訪問介護	3 運営	従業員の秘密保持	条例77号第33条第1項	就業規則等に秘密保持に関する事項が定められていない場合には、誓約書により確認を行うなど、速やかに必要な措置を講ずること。
11	訪問介護	3 運営	事故報告	条例第77号第38条第1項	利用者が骨折入院した事故について県への報告がなされていないため、今後入院に至る事故が発生した場合は県へ報告すること。
12	訪問介護	3 運営	記録の整備	条例第77号第40条第2項	契約書等に記録の保存期間を2年と定めているため5年に変更すること。
13	訪問介護	3 運営	2人の訪問介護員による訪問介護	厚労省告示第19号別表1注8 老企第36号第2の2(12)	2名の訪問介護員等により訪問介護を行う場合は、利用者又は家族の同意を得たうえでサービスを提供すること。
14	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に記載されている休日及び実施地域が運営規程と相違しているため、一致させること。
15	訪問介護	3 運営	サービス担当者会議	第77号第28条第2項第3号	職員配置の都合上サービス担当者会議への欠席が多くなっているとのことであるが、サービス提供責任者がサービス担当者会議へ出席できるよう職員配置を見直し、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ること。
16	訪問介護	3 運営	運営規程	条例第77号第29条第7号	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
17	訪問介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第33条第2項	サービス担当者会議等において利用者もしくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、書面により得ておくこと。
18	訪問介護	3 運営	記録の整備	条例第77号第40条第2項	契約書の契約日の記入もれやアセスメントシートの調査日の記入もれ等、日付の記入もれが散見されたため、適正な書類管理を行うこと。
19	訪問介護	4 報酬	初回加算	厚労省告示第19号別表1二、老企第36号第2の2(19)	訪問介護計画を作成していない利用者への初回訪問時に、初回加算を算定している事例があったが、新規に訪問介護計画を作成した利用者への訪問に対して算定可能な加算であるため、自主点検を行い該当算定額について過誤調整を行うこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
20	訪問介護	5 その他	運営規程の変更	介護保険法第75条第1項	運営規程に記載されている訪問介護員等の人員について、実際の人数と乖離が生じているため定期的に見直すこと。
21	訪問看護	1 人員	常勤職員の勤務時間数	条例77号第60条第1項	常勤職員の勤務時間数に疑義があるため、正確な常勤時間数で換算し、基準以上の職員を配置すること。
22	訪問看護	1 人員	管理者の勤務時間	条例77号第61条第1項	週40時間勤務の常勤として雇用されているが実際には週35時間勤務で常勤とみなしているため適切な勤務時間数を確保すること。
23	訪問看護	1 人員	訪問看護職員の配置	条例第77号第60条第1項第1号	看護職員の必要人員は確保しているが、業務実績が少なく、結果として人員基準（常勤換算方法で2.5以上）を満たしていないので、是正すること。
24	訪問看護	1 人員	管理者	条例第77号第61条第1項及び第71条	運営規程で営業日を月～金曜日としているが、常勤であるべき管理者兼看護師の勤務について、土・日曜日も割り当てられており、営業日における勤務時間数が常勤職員としての勤務時間を下回っているため、運営規程を見直す等して是正すること。
25	訪問看護	3 運営	主治医への報告	条例77号第68条 老企第55号	主治医への定期的な報告書については、訪問時の記録の記載とは異なり、主治医に定期的に提出するものであるので作成の上、報告すること。
26	訪問看護	3 運営	従業員の秘密保持	条例77号第82条（第33条第1項準用）	秘密保持についての誓約が退職時に徴取することであったため雇用時に徴取すること。
27	訪問看護	3 運営	従業員の秘密保持	条例77号第82条（第33条第1項準用）	就業規則等に秘密保持に関する事項が定められていない場合には、誓約書により確認を行うなど、速やかに必要な措置を講ずること。
28	訪問看護	3 運営	身分証明書	条例第77号第73条（第19条準用）	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導すること。
29	訪問看護	3 運営	管理者の責務	条例第77号第73条（第52条準用）	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われなくてはならないが、所長と管理者の役割分担が分かりづらいため、それぞれの役割を明確にすること。
30	訪問看護	4 報酬	准看護師による訪問	告示第19号別表第3注1	准看護師による訪問を行った場合に報酬の減算がされていない事例が見受けられたため、自主点検を行い、該当算定額について過誤調整を行うこと。
31	訪問リハビリテーション	3 運営	訪問リハビリテーション計画の同意及び交付	条例第77号第79条	同意が得られたことが確認できなかったため、利用者又は家族に対して説明し同意を得ること。また、当該計画書を利用者に交付すること。
32	訪問リハビリテーション	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第82条（第9条準用）	重要事項説明書に通常の事業の実施地域を記載すること。
33	居宅療養管理指導	3 運営	重要事項説明書の説明と同意	条例第77号第90条（第9条第1項準用）	重要事項説明書を、契約時に利用者に渡しているとのことであるが、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ていることが書面により確認できるように、説明者の職氏名や説明を受けた者の氏名、同意を得た日にちを記載できるように様式を見直し、控えを保管しておくこと。
34	居宅療養管理指導	3 運営	運営規程	条例第77号第88条第2号（第29条第7号準用）	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
35	居宅療養管理指導	3 運営	勤務体制	条例77号第90条（第30条準用）	勤務の体制が確認できなかったため、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にした勤務表を作成すること。
36	居宅療養管理指導	3 運営	従業員の秘密保持	条例77号第90条（第33条準用）	就業規則等に秘密保持に関する事項が定められていない場合には、誓約書により確認を行うなど、速やかに必要な措置を講ずること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	通所介護	1 人員	機能訓練指導員兼介護職員の出勤記録	条例第77号第28条第1項	従業者が、法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
2	通所介護	1 人員	看護職員の配置	条例第77号第92条第1項	看護職員の配置がされていない日が見受けられたため適切な人員を配置すること。
3	通所介護	1 人員	生活相談員の配置	条例第77号第92条第1項	生活相談員の配置がサービス提供時間数に満たない日が見受けられたため適切な員数の職員を配置すること。
4	通所介護	1 人員	機能訓練指導員の配置	条例第77号第92条第1項	機能訓練指導員を配置していないため、資格職員を配置すること。
5	通所介護	1 人員	生活相談員の配置	条例第77号第92条第1項第1号	通所介護のサービス提供時間中に生活相談員の配置がされていないときがあったが、通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間に応じた生活相談員を配置するよう勤務形態を見直すこと。
6	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条	具体的なサービスの内容が記載されていないため、日課等がわかるよう記載すること。
7	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条第2項、第3項	利用者の同意が得られていない事例が見受けられたため計画作成後速やかに同意を得ること。 また、計画の達成状況の評価が行われず見直し後の計画が作成されていない事例が見受けられたため必要の都度行うこと。
8	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条第3項	通所介護計画の見直し時に評価が行われていなかったため、それぞれの利用者について目標の達成状況を記録すること。
9	通所介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条	非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係職員への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこと。
10	通所介護	3 運営	感染症対策	条例第77号第101条	感染症対策について、マニュアルを作成するなど感染症の発生及び蔓延を防止するために必要な措置を講ずること。
11	通所介護	3 運営	記録の保存期間	条例第77号第102条第2項	契約書等に記録の保存期間を2年と定めているため5年に変更すること。
12	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第103条（第18条準用）	居宅サービス計画に沿った計画となっているが、実際のサービス提供と一致していない事例が見受けられた。利用者の状態の変化等により居宅サービス計画の変更が必要となった場合には居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行うこと。
13	通所介護	3 運営	サービス提供記録	条例77号第103条（第20条準用）	サービス提供時間を把握できない利用者が見受けられたため提供時間が確認できる記録を残すこと。
14	通所介護	3 運営	従業員の秘密保持	条例77号第103条（第33条第1項準用）	就業規則等に秘密保持に関する事項が定められていない場合には、誓約書により確認を行うなど、速やかに必要な措置を講ずること。
15	通所介護	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第103条（第9条第1項準用）	事故発生時の対応については、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に含まれるため、重要事項説明書又は契約書に記載すること。
16	通所介護	3 運営	提供拒否の禁止	条例第77号第103条（第10条準用）	運営規程に定める通常の事業の実施地域内であっても、遠方であることを理由に送迎を断っている事例があったが、正当な理由とはいえないので、送迎ができないのであれば運営規程を見直すこと。
17	通所介護	3 運営	利用料の受領	介護保険法第41条第8項 介護保険法施行規則第65条	サービスの提供に要した費用の支払いを口座振替で受けた際にも、それぞれの費用を区分して記載した領収証を発行すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
18	通所介護	3 運営	利用料の受領	条例第77号第94条第2項	独自サービスとして要介護又は要支援認定を受けていない利用者を受け入れているが、利用料金が1回1200であること、また、従業員の家族には家族割引があることなど、介護保険の居宅介護（介護予防）サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じているので是正すること。
19	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第78号第103条（第17条、第18条、第41条第2項第1号準用）	介護予防サービス計画に入浴が位置付けられていないが、介護予防通所介護計画には入浴が位置付けてある利用者があったが、必要なサービスであれば介護予防支援事業者に介護予防サービスの変更を働きかけること。
20	通所介護	3 運営	サービスの実施状況記録	条例第77号第96条第3項	宿泊サービスの利用をしていない利用者に対して宿泊料として利用料を請求していた事例があったので、他の利用者等についても自主点検のうえ精算すること。
21	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号第97条第2号	運営規程について、利用料（食費）の金額が実際と異なるので、一致させること。
22	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第98条第1項	従業員の勤務の体制について、指定通所介護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
23	通所介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第103条（第33条第1項準用）	従業員又は従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書の徴収や雇用契約書の整備等必要な措置を講じること。
24	通所介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第103条（第33条第1項準用）	非常勤職員についても、退職後に正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書の徴収や雇用契約書の整備等必要な措置を講じること。
25	通所介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第103条（第33条第2項準用）	サービス担当会議等において利用者もしくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、書面により得ておくこと。
26	通所介護	3 運営	事故発生時の対応	条例第77号第103条（第38条第1項準用）「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	骨折事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等内事故事件等対応マニュアル」に従い報告すること。
27	通所介護	3 運営	記録の整備	条例第77号第102条第2項	運営規程に定めている文書の保存期間が2年間となっているので、当該記録を整備した日（又は具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間に変更すること。
28	通所介護	3 運営	身体拘束	「身体拘束ゼロへの手引き」	身体拘束を実施するにあたっては、その内容（態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由）を記録に残すこと。
29	通所介護	4 報酬	口腔機能向上体制加算	老企第36号 第1	口腔機能向上体制加算の体制がないのであれば体制の変更の届出を行うこと。
30	通所介護	4 報酬	事業規模の区分	老企第36号 第2の7(4)	事業所規模の区分については、前年度の1月あたりの平均利用延べ人数により算定し、通所介護費を区分しているため、毎年確認を行うこと。
31	通所介護	4 報酬	所要時間	告示第19号別表の6注1 平成24年度報酬改定Q&A (Vol.1) 問59	通常のサービス提供時間より少ない利用時間で帰宅した利用者についても通常の報酬を請求していた事例があったが、変更後の所要時間に応じた所要単位数を算定する必要があるため、同様の事例がないか自主点検のうえ、過誤調整すること。
32	通所介護	5 その他	日用品費の徴収について	条例第77号第94条第3項 老企第54号	利用者から一律に日用品費を徴収しているため、利用者の選択によらない共用の消耗品について、全ての利用者から一律に徴収することは認められないため見直しを行うこと。
33	通所介護	5 その他	重要事項説明書	条例77号第103条（第9条第1項準用）	延長サービスにおける夕食代について記載すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
34	通所介護	3 運営	運営規程の変更	介護保険法第75条第1項	運営規程に記載されている人員について、現在の体制と相違が見受けられたため運営規程を変更し変更の届出を行うこと。
35	通所リハビリテーション	3 運営	提供拒否の禁止	条例第77号第134条(第10条準用)	運営規程で定める通常の事業の実施地域内であっても、遠方であることを理由に送迎(利用)を断っている事例があったが、正当な理由とはいえないので、送迎ができないのであれば運営規程を見直すこと。
36	通所リハビリテーション	3 運営	通所リハビリテーション計画	条例第77号第129条第1項及び第2項第2号	通所リハビリテーション計画において、サービス提供内容に応じた所要時間を明確にし、記載すること。特に、短期集中リハビリテーション加算を算定する場合は、個別リハビリテーションの所要時間を明示した上で、利用者に説明し同意を得たことがわかるように記載すること。
37	通所リハビリテーション	3 運営	運営規程	条例第77号第131号第5号(第29条第7号)	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
38	通所リハビリテーション	3 運営	勤務体制の確保	県条例第77号第134条(第98条第1項準用)	リハビリテーション担当の職員の勤務体制について、老人保健施設と通所リハビリテーションの勤務時間を明確に分けて、勤務表を作成すること。
39	通所リハビリテーション	4 報酬	事業規模の区分	老企第36号第2の8(6)	事業所規模の区分については、前年度の1月あたりの平均利用延べ人数により算定し、通所リハビリテーション費を区分しているため、毎年確認を行うこと。
40	通所リハビリテーション	4 報酬	認知症短期集中リハビリテーション加算	老企第36号第2の8(10)	1週につき2回以上行う必要があるが、1週に1回実施している利用者に対して加算算定していたため自己点検を行い過誤調整を行うこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	短期入所生活介護	3 運営	提供拒否の禁止	条例第77号第155条（第10条準用） 介護保険法第75条第2項 老人福祉法第14条の3及び第16条第1項	受け入れ態勢が整っていないとの理由でサービスの提供を行っていないが、サービスの提供に必要な従業者を配置する等、早急に適切な体制を整えること。
2	短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画	第77号第143条第2項第3号	短期入所生活介護計画を作成した場合は、当該介護計画を利用者に交付すること。
3	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	条例第77号第151条第3号、第164条第3号（第151条第3号準用）	通常の送迎の実施地域について、運営規程に定めること。
4	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第155条（第98条第1項準用）、第165条第1項 老企第40号第2の2(3) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて」	看護職員については、指定介護老人福祉施設と区分して、必要な職員数（1名以上常勤）の配置を定めた勤務表を作成すること。
5	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて」	一部ユニット型施設・事業所の介護職員については、ユニット型部分とユニット型以外の部分の双方で兼務はできないので、配置を区分し、勤務表に明確に記載すること。
6	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第136条第1項第5号、第155条（第98条第1項準用）、第165条第1項	看護職員が機能訓練指導員を兼務しているとのことであるが、勤務表に機能訓練指導員の配置が定められていないので、機能訓練指導員としての勤務時間を記載するなど、それぞれの職種についての勤務体制を明確にしておくこと。
7	短期入所生活介護	3 運営	秘密保持	第77号第155条（第33条第2項準用）	サービス担当者会議等において利用者もしくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、書面により得ておくこと。
8	短期入所生活介護	3 運営	事故発生時の対応	第77号第155条（第38条第1項準用） 「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	骨折事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に従い県へも報告すること。
9	短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制加算	告示第19号の別表8 ホ 老企第40号第2の2(14)	サービス提供体制強化加算について、その算定要件となる職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとなっているが、前年度（3月を除く。）の平均の算出記録が作成されていなかったため、作成し保存しておくこと。 また、加算の要件を満たしているかどうかを自主点検のうえ、必要があれば過誤調整すること。 なお、介護予防サービスについては、ユニット型とユニット型以外の部分が別施設・事業所として指定されているため、別施設・事業所として指定された当該年後については、双方の施設・事業所を一体として前年度の実績に基づき職員の割合を算出し、翌年度からは別施設・事業所として指定された以後の実績に基づいて、それぞれの施設・事業所について職員の割合を算出すること。
10	短期入所療養介護	3 運営	身体拘束について	条例77号第179条、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行「身体拘束ゼロへの手引き」	同意は得られているが、拘束を行う期間が記載されていないため、拘束期間を定めて同意を得ること。 検討の結果、継続して拘束を行う必要がある場合には再度説明を行い同意を得ること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
11	短期入所療養介護	3 運営	記録の整備	条例第77号第188条	契約書等に記録の保存期間を2年と定めているため5年に変更すること。
12	短期入所療養介護	3 運営	勤務体制	条例第77号第189条(第98条準用)	医師の勤務の状況が確認できなかったため勤務状況の確認できる書類を作成すること。
13	短期入所療養介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第189条(第100条準用)	非常災害対策に関する具体的な計画を作成すること。
14	短期入所療養介護	3 運営	契約書及び重要事項説明書	条例第77号第189条(第139条準用)	契約書及び重要事項説明書を受理していない事例が見受けられたためサービス提供に際し同意を得ること。
15	短期入所療養介護	3 運営	ユニットリーダー	条例第77号第199条	常勤のユニットリーダーについて、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を2名以上配置すること。
16	短期入所療養介護	3 運営	食費	平成24年度介護報酬改定に関するQ&A問42	食費については1食ごとに設定し、重要事項説明書へも記載すること。
17	短期入所療養介護	3 運営	利用料の受領	平成24年度報酬改定Q&A(Vol.2)問42	食費の設定を一食ごとに分けて設定すること。
18	短期入所療養介護	3 運営	運営規程	条例第77号第186条第6号(第29条第7号)	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
19	短期入所療養介護	3 運営	運営規程	条例第77号第186条第5号	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて運営規程に定めること。
20	短期入所療養介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第189条(第98条第1項準用)	リハビリテーション担当の職員の勤務体制について、老人保健施設と通所リハビリテーションの勤務時間を明確に分けて、勤務表を作成すること。
21	短期入所療養介護	3 運営	記録の整備	条例第77号第188条第2項	運営規程に定められている文書の保存期間が2年間となっているので、当該記録を整備した日(又は具体的なサービスを提供した月の翌々月の末日)から5年間に変更すること。
22	特定施設入居者生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第203条第2項第1号	主に夜間に配置されている従業者を生活相談員としているが、生活相談員は、利用者の生活向上を図るために適切な相談、援助等を行える適切な時間帯に配置すること。
23	特定施設入居者生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第203条第2項第3号、第6項	主に夜間に配置されている従業者を機能訓練指導員としているが、機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行える適切な時間帯に配置すること。
24	特定施設入居者生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第221条(第36条第1項準用)	主に夜間に配置されている従業者を苦情相談窓口担当者としているが、苦情相談窓口担当者は、苦情の受付時間としている時間帯に配置すること。
25	特定施設入居者生活介護	3 運営	記録の整備	第77号第220条第2項	契約書で、書類の保管が2年間となっているので、記録を整備した日(又は具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日、又は提供したサービスが完了した日の属する月の翌々月の末日)から5年間に変更すること。
26	特定施設入居者生活介護	3 運営	身体拘束	条例第77号第210条第4項「身体拘束ゼロへの手引き」	身体拘束に関する同意については、必要最小限の期間を区切って同意を得ること。
27	特定施設入居者生活介護	3 運営	運営規程・契約書	貴施設管理運営規程、貴施設特定施設入居者生活介護サービス契約書	貴施設管理運営規程第14条第11項「入居契約書」は「特定施設入居者生活介護サービス契約書」であること、貴施設特定施設入居者生活介護サービス契約書第6条に第2項がないこと、誤字など不備が見受けられるため、見直しをすること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	福祉用具貸与	3 運営	勤務体制	条例第77号第244条 (第98条第1項準用)	勤務の体制が確認できなかったため、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。
2	特定福祉用具販売	3 運営	勤務体制	条例第77号第256条 (第98条第1項準用)	勤務の体制が確認できなかったため、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（居宅介護支援）

＜中濃圏域＞

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	居宅介護支援	1 人員	介護支援専門員の員数	省令第38号第2条第2項	介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1を満たすこと。
2	居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画	省令第38号第13条第1項第12号	実際のサービス提供と乖離のある事例が見受けられたため必要に応じて計画の変更を行うこと。
3	居宅介護支援	3 運営	勤務体制	省令第38号第19	勤務の体制が確認できなかったため、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。
4	居宅介護支援	3 運営	重要事項説明書	省令第38号第4条第1項	重要事項説明書に記載されている営業日及び実施地域が運営規程と相違しているため、一致させること。
5	居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画	省令第38号第13条第18号	訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを計画に位置付ける場合は、利用者の同意を得て介護支援専門員が主治医の意見を求めること。
6	居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画	省令第38号第13条第21号	継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること。
7	居宅介護支援	3 運営	モニタリング	省令第38号第13条第13号	毎月の利用者の居宅訪問及びモニタリングの結果の記録内容が特定のサービスに偏ることのないよう、居宅サービス計画全体の実施状況の把握に努め、その結果を1月に1回以上記録すること。
8	居宅介護支援	3 運営	契約	社会福祉法第77条第1項	指定居宅介護支援の契約が成立したときは、遅滞なく利用者に対して契約書面を交付すること。
9	居宅介護支援	4 報酬	退院退所加算	告示第20号別表ホ注、老企第36号第3の13	退院調整会議に参加し情報を得ているが、記録が不十分であったため、必要な情報の記録を残すこと。
10	居宅介護支援	4 報酬	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	告示第20号の別表イ注5	指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定誤りがあったので、自主点検のうえ過誤調整すること。
11	居宅介護支援	4 報酬	特定事業所集中減算	告示第20号の別表イ注6、老企第36号第3の10	特定事業所集中減算に係る判定について、訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与ごとに、それぞれ算定した書類を作成し、算定の結果90%を超えなかった場合についても、当該書類は事業所において2年間保存すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	介護老人福祉施設	1 人員	生活相談員	条例第79号第5条第1項第2号、第3項、第4項 特養基準条例第6条、第11条第3項	生活相談員がケアハウスの管理者を兼務しているが、生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事しなければならないので、ケアハウスとの兼務をしないこと。
2	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制の確保	第79号第5条第1項第5号、第53条第1項	看護職員が機能訓練指導員を兼務しているとのことであるが、勤務表に機能訓練指導員の配置が定められていないので、機能訓練指導員としての勤務時間を記載するなど、それぞれの職種についての勤務体制を明確にしておくこと。
3	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生時の対応	条例第79号第41条第2項 「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	骨折事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に従い県へも報告をすること。
4	介護老人福祉施設	3 運営	記録の整備	条例第79号第43条第2項	運営規程に記載された文書の保存期間が2年間となっているので、当該記録を整備した日（又は具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間に変更すること。
5	介護老人福祉施設	4 報酬	日常生活継続支援加算	告示第21号の別表1口注5、老企第40号第2の5(6)	日常生活継続支援加算について、その算定の要件が定められているので、毎月において直近3月間の各項目の割合がそれぞれ所定の割合以上であるかを記録し、所定の割合を下回った場合には加算の体制に係る変更の届出をすること。また、加算の要件を満たしていたかどうかを自主点検のうえ、必要があれば過誤調整すること。
6	介護老人保健施設	3 運営	契約書及び重要事項説明書	条例第80号第7条第1項	契約書及び重要事項説明書を受領していない事例が見受けられたためサービス提供に際し同意を得ること。
7	介護老人保健施設	3 運営	身体拘束について	条例80号第16条 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行「身体拘束ゼロへの手引き」	同意は得られているが、拘束を行う期間が記載されていないため、拘束期間を定めて同意を得ること。 検討の結果、継続して拘束を行う必要がある場合には再度説明を行い同意を得ること。 また、検討を行った結果、拘束内容を変更した場合に、既に同意を得ている同意書に追記しているため、再度説明を行い同意を得ること。
8	介護老人保健施設	3 運営	勤務体制	条例第80号第27条第1項	医師の勤務の状況が確認できなかったため勤務状況の確認できる書類を作成すること。
9	介護老人保健施設	3 運営	非常災害対策	条例第80号第32条	非常災害対策に関する具体的な計画を作成すること。
10	介護老人保健施設	3 運営	記録の整備	条例第80号第42条第2項	契約書等に記録の保存期間を2年と定めているため5年に変更すること。
11	介護老人保健施設	3 運営	ユニットリーダー	条例第80号第52条	常勤のユニットリーダーについて、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を2名以上配置すること。
12	介護老人保健施設	3 運営	運営規程	条例第80号第29条第8号	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
13	介護老人保健施設	3 運営	勤務体制の確保	条例第80号第30条第1項	リハビリテーション担当の職員の勤務体制について、老人保健施設と通所リハビリテーションの勤務時間を明確に分けて、勤務表を作成すること。
14	介護老人保健施設	3 運営	秘密保持	条例第80号第36条第2項	居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
15	介護老人保健施設	3 運営	運営規程の変更	条例第80号第29	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項について定められていないため、規程に追加するとともに、従業者に栄養士を追加し変更の届出を行うこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
16	介護老人保健施設	3 運営	重要事項説明書	条例第80号第7条第1項	事故発生時の対応については、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に含まれるため、重要事項説明書又は契約書に記載すること。
17	介護老人保健施設	3 運営	入退所	条例第80号第12条第4項及び第5項、第28条第2号並びに第42条第2項第2号	退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で定期的（入所後早期及び以後少なくとも3月ごと）に協議・検討し、その検討の経過及び結果を記録しておくこと。
18	介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画	条例第80条第17条第2項 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」	施設サービス計画について、週間サービスや日課の計画（施設サービス計画書標準様式の第3表又は第4表参照）も含めた施設サービス計画の原案を作成し、その内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得た後、当該施設サービス計画を入所者に交付すること。 また、施設サービス計画における長期目標と短期目標の期間（達成時期）が同じであったので、それぞれの目標に応じた期間を記載すること。
19	介護老人保健施設	4 報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	老企第40号 第2の6(8)	過去3か月以内に介護老人保健施設に入所していた者に対して算定していた事例が見受けられたため、自己点検を行い該当算定額に対して過誤調整を行うこと。
20	介護老人保健施設	4 報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	告示第21号別表 第2-1注5	リハビリを実施していない日に算定している事例が見受けられたため自己点検を行い過誤調整を行うこと。